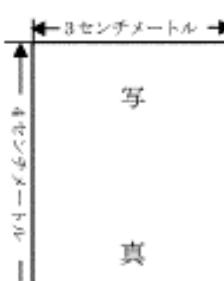


第2号様式（第37条の2関係）

(表)

	写 真	氏名	年	月	生日
			年	月	交付日
国土交通省○○運輸局長指定 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関 印					
名称					

(裏)

貨物自動車運送事業法(抜粋)

第39条 地方実施機関は、その区域において、次に掲げる事業（以下「地方適正化事業」という。）を行うものとする。

(4) 動物自動車運送事業に関する指物自動車運送事業者又は荷主からの苦情を処理すること。

第39条の2 地方実施機関は、貨物自動車運送事業者又は荷主から貨物自動車運送事業に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該申出の対象となった貨物自動車運送事業者に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めるべきである。

- 2 地方実施機関は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該申出の対象となった貨物自動車運送事業者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。
 - 3 貨物自動車運送事業者は、地方実施機関から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
 - 4 地方実施機関は、第1項の中出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について貨物自動車運送事業者に周知させなければならない。

貨物自動車運送事業法施行規則抜き

第37条の2 地方実施機関は、法第39条第4号に掲げる業務（以下「適正化事業調査業務」という。）を行わせるため、適正化事業調査員を選任しなければならない。

- 2 地方実施機関は、適正化事業調査員に対し、第2号様式による身分を示す証明書を交付しなければならない。
3 適正化事業調査員は、適正化事業調査業務を行うに当たっては、前項の証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。